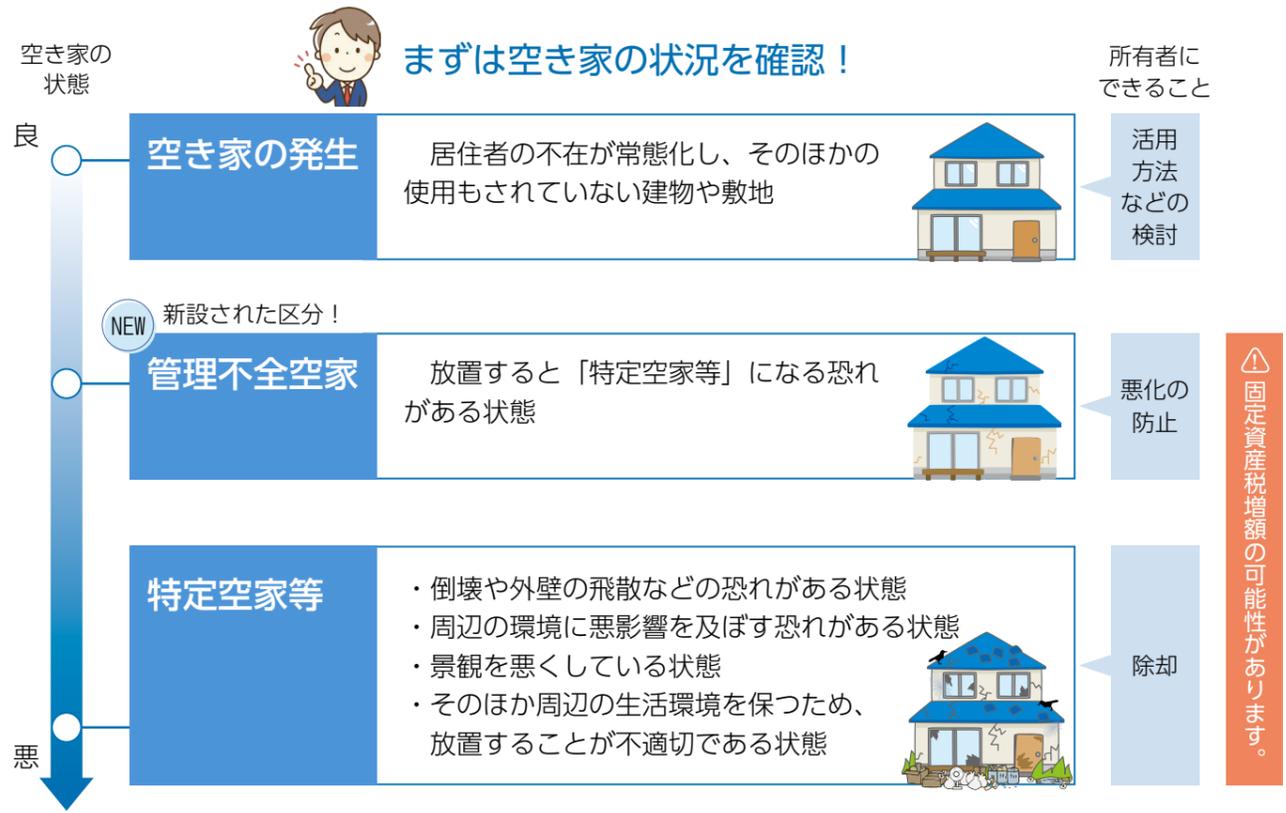


「空き家対策の推進に関する特別措置法（通称「空き家法」）」とは…

空き家が放置され、安全面や防犯面、衛生面などで周囲に悪影響を及ぼす事例が全国的に増加し、これらを解決するため平成26年に空き家法が制定されました。

また、適切な管理や活用などをさらに進めるため、令和5年に法改正が行われ、所有者に対して、改正前の「適切な管理の努力義務」に加え、行政の施策に「協力する努力義務」などが明記されました。



「管理不全空き家」または「特定空き家等」に認定されると行政から指導・勧告があります

指導に協力せず状態が改善されない場合、**住宅用地特例***の対象外となり**固定資産税が約4倍に!?**

※住宅の敷地として利用されている土地の固定資産税が軽減される制度。

“わが家”が“空き家”になる前に…

全ての空き家に問題があるのではなく、管理されず近隣に悪影響を与える空き家が問題なのです。空き家の所有者が管理責任を果たさず損害を与えると、損害賠償の対象となる場合があります。大切な“わが家”をどうするかは、あなたの判断と行動にゆだねられています。「いつか」ではなく、「今すぐ」できることから少しずつ始めましょう。

また、空き家を所有している方は、活用方法などの検討をしましょう。

建設計画課 989-5520

わが家の将来 どうなる？ どうする？

～空き家問題を考える～



▲町ホームページ

近年、少子高齢化や核家族化などにより、全国で空き家が急激に増加し、社会問題になっています。親の福祉施設入所や実家の相続、転勤など身近な理由で“空き家”は生じます。つまり、今は“空き家”を所有してなくても、今後、“空き家”の所有者になるかもしれません。この機会に大切な財産である“わが家の将来”について考えてみませんか？



わが家の「家じまい」を考える ～相続を争族にしないために～

“わが家”の将来について、誰が住むのか？賃貸や売却・解体するか？など、その選択にはそれぞれ事情があると思います。ただ、思い出の詰まった“わが家”が“空き家”となり近所の方に迷惑をかけてしまうことは悲しいことです。

また、突然あなたに“もしも”のことが起きてしまった場合、“わが家の今後”についての“意思”を伝えることができず、残された家族に負担がかかり、相続トラブルにつながることもあります。このようなことが起こらないよう、元気なうちに“わが家の将来”について家族で話し合っておきましょう。



建物を残して活用

- ▶自分たちで住む
- ▶借家として貸し出す
ご自身で住む予定がない場合は賃貸の検討を
- ▶売却
空き家を不動産会社が管理している場合、町の**空き家バンク**への登録もできます。



活用方法が未定

- ▶適切な管理をしましょう
家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。適切な管理をすることで賃貸や売却の際、適正な金額で流通に乗せることができます。



建物を解体して土地を活用



- ✓ 解体に**補助金**がでます
昭和56年5月31日以前に建設され、「耐震性なし」とされた木造住宅を解体をする場合、費用の一部を補助します。**額対象経費の23%（上限30万円）**
※過去に耐震補強工事の補助金を受けた方は対象外です。



▲町ホームページ

空き家の老朽化がさらに進むと、倒壊や放火などのトラブルが発生する恐れがあります。重大な事故に発展する前に「解体」を検討してください。

- ✓ 解体後の**税負担を軽減**
町では、解体後も要件を満たせば**最長3年間固定資産税の減免を受けられる**制度があります。詳細は税務課（989-5508）にお問い合わせください。



▲町ホームページ